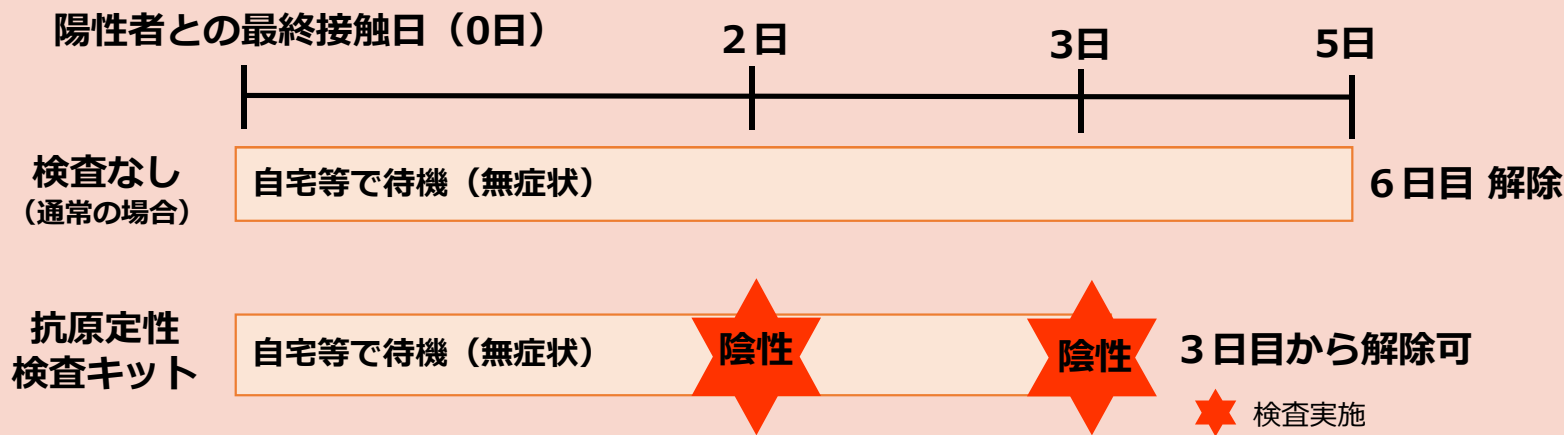


<濃厚接触者の待機期間>

- ◆ 濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間へ
- ◆ 2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認済)で陰性の場合、3日目から解除可
- ◆ 上記いずれの場合でも、7日間が経過するまでは、自身で健康状態の確認を行い、ハイリスク者との接触は避ける

令和4年3月16日(一部改正令和4年7月22日)国事務連絡に基づき令和4年7月22日より適用

濃厚接触者の待機期間について



<検査について>

- ①抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること
- ②無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること

濃厚接触者の特定について

- ◆ 保健所は、高齢者施設・障がい児者施設などのハイリスク施設を対象に濃厚接触者の特定を実施 (R4.2.14～継続)
- ◆ 一般事業所・学校・児童関連施設については、施設の判断で自主的に濃厚接触者の特定を実施 (R4.2.14～継続)
- ◆ 保健所から濃厚接触者の特定や情報提供は求めず